

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第23号

【編集・発行】
東京都公文書館
〒158-0094
東京都世田谷区玉川 1-20-1
【TEL】 03-3707-2603
【FAX】 03-3707-2500
【ホームページ】
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/index.htm>
平成 25 年度登録第 2 号
平成 25 年 10 月発行
【印刷】(株)まこと印刷

《目次》

展示紹介 東京都立中央図書館・東京都公文書館 共催 企画展示 東京都の軌跡 ー都制施行 70 周年ー	1
新規公開公文書のご紹介 (平成 25 年度公開)	3
マイクロフィルムの劣化対策	5
刊行物のご案内	6
利用案内	8

展示紹介 東京都立中央図書館・東京都公文書館 共催 企画展示

東京都の軌跡 ー都制施行 70 周年ー



最初の東京都庁舎となった煉瓦造の東京府庁舎
(『東京府庁舎新築大要 完』府刊 C74)

昭和 18 (1943) 年 7 月 1 日、東京都制が施行され、それまでの東京府と東京市を廃して東京都が設置されました。本年、都制施行から 70 周年という節目の年にあたります。

そこでそれを記念して、東京都公文書館では、

東京都立中央図書館と共催で、企画展示『東京都の軌跡ー都制 70 周年ー』(期間：平成 25 年 8 月 29 日 (木) ~平成 25 年 10 月 14 日 (月・祝)、会場：東京都立中央図書館 4 階企画展示室) を開催することといたしました。

東京都公文書館だより

本展示では、東京都公文書館と都立中央図書館が所蔵する公文書や地図など貴重な資料を展示し、都制施行から今日に至るまでの東京都 70 年のあゆみをご紹介します。主な展示内容は以下のとおりです。

■展示内容

1 江戸の拡張

江戸時代初期から明治期に至るまで、江戸が都市として発展・拡張してきた過程を、江戸絵図等でたどる。

展示資料

『御府内備考』『旧江戸朱引内図』

『江戸府内朱引図 乾』

2 東京府・東京市の時代

明治以降、都制施行まで首都東京の行政区画の変遷を、公文書と地図等の資料でたどる。

展示資料

『東京府御開書留』（東京府公文書 1868 年）

『東京府管内全図』（長岡道謙録・土方殊尤校 1877 年 1 月）

『關東震災全地域鳥瞰圖繪』（吉田初三郎筆 [大阪朝日新聞社] 1924 年 9 月）

3 東京都 70 年の軌跡

都制施行以降 70 年間の東京都の主要事績を、写真や関連資料で紹介

展示資料

『東京都制概説』（加藤陽三著 良書普及会 1943 年）

『新区制東京全図』（[日本観光] [1948 年 1 月]）

4 東京都の知事、都庁舎

歴代の東京都長官・知事の肖像写真や都庁舎の写真、関連資料を紹介



旧江戸朱引内図
(請求番号 654-02-02-07 (ZA-113))



初代東京都知事 安井誠一郎
(東京都公文書館所蔵)

■会期

平成 25 年 8 月 29 日(木)から 10 月 14 日(月・祝)まで
午前 10 時から午後 5 時 30 分まで【休館日 9 月 5 日(木)、20 日(金)、10 月 3 日(木)】

■会場

東京都立中央図書館 4 階 企画展示室 (入場無料)

所在地 東京都港区南麻布 5-7-13 (有栖川宮記念公園内)

最寄り駅 ・東京メトロ日比谷線 「広尾」駅(1 番出口) 徒歩約 8 分
・東京メトロ南北線・都営地下鉄大江戸線 「麻布十番」駅 徒歩約 20 分
・都営バス 新橋 86 系統 「愛育病院前」 徒歩約 2 分
・港区コミュニティバス(ちいばす)麻布西ルート 97 「愛育病院」 徒歩約 2 分

■問い合わせ

東京都立中央図書館 サービス部情報サービス課 (電話)03-3442-8451(代)

東京都公文書館 史料編さん係 (電話)03-3707-2604

新規公開公文書のご紹介(平成25年度公開)

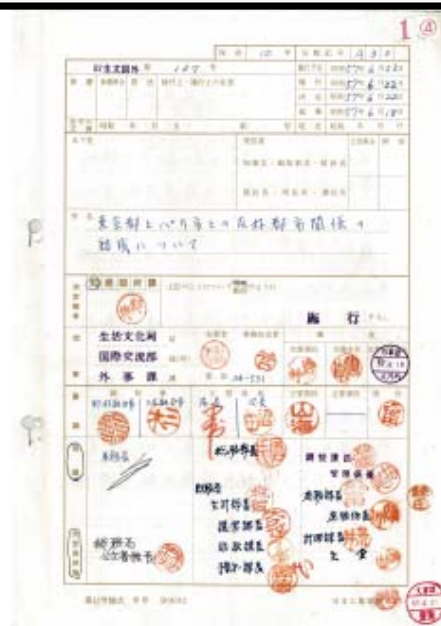
当館では作成後 30 年を経過した都文書について作成局との協議を経て、毎年 4 月に公開する「30 年公開」事業を行っています。今回は、今年新たに公開した昭和 57 年度作成文書の中から東京都とパリ市が友好協定を締結した時の文書をご紹介します。

昭和 57 年 6 月 18 日に作成された「東京都とパリ市との友好都市関係の結成について」(請求番号 エ 410. 01. 04) という公文書には、友好協定を結ぶまでの経緯が書かれています。それによると、「昭和 55 年 7 月に都は友好都市提携の意向を固め、同年 9 月に野村副知事がパリ市を訪問し、鈴木都知事の親書を伝達し、シラク市長からも賛成する旨の返書を受けた。この後、協議を続け、合意が成立し、昭和 57 年 5 月に、外務長がパリ市を訪問し、友好都市提携に関する日取りを決めた。」と書かれています。さらに同年 6 月に東京都議会、パリ市議会で承認を得て調印に至りました。

昭和 57 年 7 月 9 日に開催された第 15 回庁議文書(請求番号 ツ 100. 04. 05)では、「知事一行の仏国出張について」という議題で鈴木都知事と野村副知事とのやり取りが書かれています。

「7 月 10 日から 17 日まで友好都市提携協定のための調印に行ってくる。その際に、パリの再開発地区を見たいと思っている。留守中、野村・三木両副知事を中心に遺漏なく職務を遂行してもらいたい。」と鈴木都知事が発言しています。これを受けて、「重要な職務で、日程もハードスケジュールなので健康に留意してほしい。成果を挙げて帰国されることを祈っている。帰国後は、パリの話を聞くのを楽しみにしている。鈴木都知事出張中は、三木副知事と留守を守る所存だ。」と野村副知事が発言しています。

友好都市の調印式は、フランスの建国記念日にあたる 7 月 14 日に行われました。鈴木都知事、シラク市長の直筆のサイン入りの調印文書(請求番号 656. 07. 05)には、「両都市それぞれの紋章入りの書面を複製し、双方の公文書館に保存するものとする。」と書かれています。



東京都とパリ市との友好協定について、別紙のとおり経緯により、友好協定(Pacte d'Amitie)の締結について両都市首長の間で合意をとりとす。...

議記の件について、パリ市は、1982年6月21日に開催されるパリ市議会に提案し、議会の承認をうける見通しである。

なお、東京都における議案議決後、都知事は東京都を代表して、昭和57年7月14日、パリ市において、東京都・パリ市友好都市関係締結の調印を行うこととする。

1. 東京都とパリ市との友好都市提携に関する経緯
 - 昭和56年 7 月 東京都はパリ市と友好都市提携を協定意向を固めた。
 - 9 月 野村副知事がローマ会議の機会パリ市を訪問、マルキエス副都知事と会い、友好都市提携について知事親書を公式に伝達。
 - 9 月 シラク・パリ市長から、東京・パリ友好協定締結に全面的に賛成する旨の返書を受けた。
 - その後、協定案について協議を続けていたが、合意が成立したので
 - 昭和57年 5 月 野見山外務長がパリ市を訪問、シラク市長と会見のうえ、原則と友好協定締結に関する日取りを取決めた。
2. 友 好 協 定 (案)
 - (次頁のとおり)

「東京都とパリ市との友好都市関係の結成について」(請求番号 エ 410. 01. 04)

庁議要録 (第 15 回)

日 時	47.7.7(木) 11:00-12:00	場 所	庁 議 室
件 名	下記のとおり。 12日、片磯館丁後、同2000-1523「東京都府庁新築推進本部」(事務局:建設局)が閉館された。		
出席者	佐田局長(代:田根長)、清澤局長(前局長)、入倉局長(代:田根局長)		
出席者	(出席者)		
議 程	1 知事一行の仏国出張について (建設局) 2 隅田川花火大会等について (1) 昭和47年(第1回)隅田川花火大会実行計画概要について (建設局) (2) 隅田川・新橋花火大会記念 新巻地区第一回車券の発行について (交通局)		

18

(会議概要)

1 について
 佐田局長から、知事一行の海外出張日程について別添資料に基づき報告があり、知事から新橋地区に自らの視察が、また、野村副知事から、取送の視察があった。
 知事視察：7月10日から17日までの1週間、東京・パリ及び都府県視察旅団としての行程に行つてくる。
 その前後、パリの民間地産品を重点として見学、留学中、野村、二本副知事を中心にして、慎重に、視察を遂行しようとする。
 野村副知事取送の視察：この度、知事には重要な任務

帯がら来て出張されることになり、誠に苦勞様である。
 現地での日程は、大変にハードスケジュールを要するが、何卒、健康に十分留意され、成果を上げて帰国されるよう、心からお祈り申し上げる。
 また、帰国のあかつきに、いろいろとパリの話を、知事からお聞きすることを望みして、知事の出張中は、二本副知事ともし、留守を代行する所存である。

知事一行の仏国出張について

都知事一行は、下記の通り東京都・パリ市及び都府県実務者のため、パリ市を訪問する。

記

1. 出張期間 昭和47年7月7日(土)から
昭和47年7月17日(土)まで

2. 出張者名

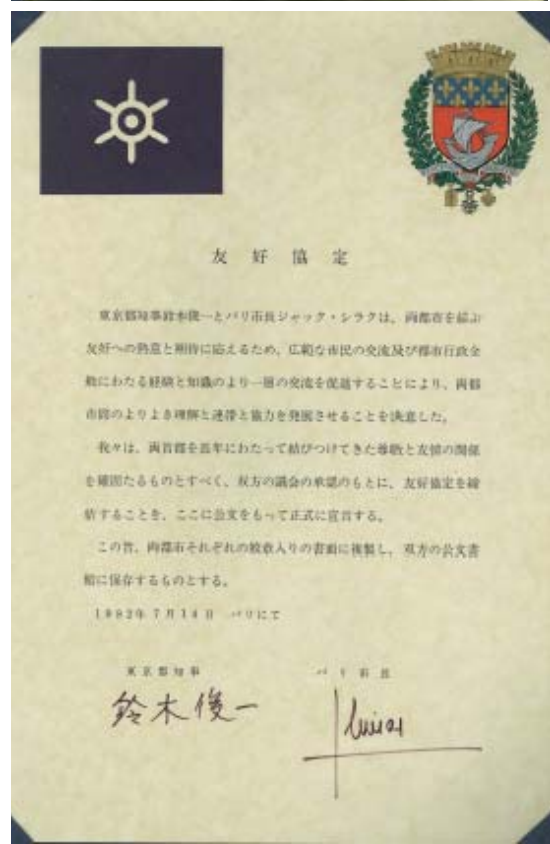
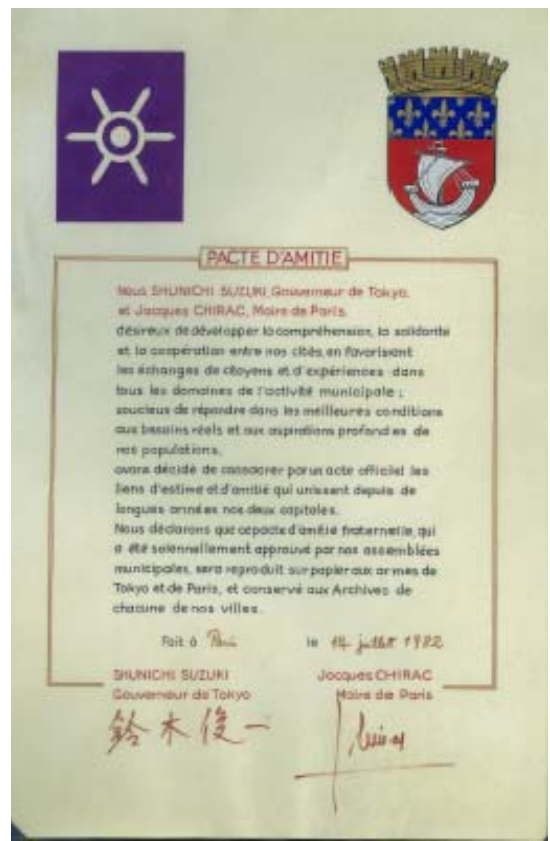
知 事	鈴木 俊一
知事夫人	鈴木 秋
知事副知事	野村 三
外務局長	野村 三
他 随員名	

3. 日 程

7/7 (土)	20:30	成田発 (JAL 426便)
7/8 (日)	06:25	パリ着
7/8 (日)		シラク市長 知事訪問 (ホテル・クリボン)
7/8 (日)	08:40-10:00	ヘリコプターによる視察
7/8 (日)	10:10-11:00	内閣大臣と共演劇団 (大塚公館)
7/8 (日)	12:00-13:00	証券業の健全 (経済・財政部副長 H. Rescher)
7/8 (日)	15:30-16:30	シラク市長と知事 (市役所)
7/9 (月)	午前	パリ市役所地区視察
7/9 (月)	午後	ラ・ザンクス地区視察
7/10 (火)	11:00 (乗車)	文庫出版関係 (都府政庁サロンド・パリス)
7/10 (火)	13:00 ~	シラク市長と知事 (都府政庁サロンド・パリス)
7/10 (火)	21:00 ~	革命記念パレード参加
7/11 (水)	10:00-10:40	鈴木・シラク市長記者会見 (都府政庁サロンド)
7/12 (木)		
7/13 (金)		
7/14 (土)	03:20	パリ発 (JAL 440便)
7/15 (日)		
7/16 (月)	10:20	成田着

27

第15回庁議文書 (請求番号 ツ100. 04.05)



鈴木都知事、シラク市長の直筆のサイン入りの調印文書 (請求番号 656. 07.05)

マイクロフィルムの劣化対策

■マイクロフィルム事業のあらまし

公文書館では平成3年から所蔵資料のマイクロフィルム化事業を行っています。公文書館には、都政の歴史を知る上で貴重な資料となってゆく現在の行政文書を引き継ぐとともに、過去に引き継がれた資料を保存し続けていくという役割があります。当館に現存する文書のほとんどは現物一点限りの資料であるため、原本保護の観点から、資料のマイクロフィルム化に取り組んでいます。

■マイクロフィルムの性質と保存環境

マイクロフィルムは長期保存性に優れた記録媒体として公文書館や図書館などで広く利用されています。適切な保存環境下での期待寿命は、基礎となる媒体（ベース）の種類によって異なりますが、1990年代まで主流であったセルロースベースフィルムでは100年、現在の主流であるポリエステルベースフィルムでは500年とされています。フィルムの保存において理想的とされている温湿度環境は、いくつかの規格によって定められています。例えば、日本工業規格（JIS）では、相対湿度30%で最高室内温度は21℃以下と定められており、この環境を24時間維持することが求められています。仮庁舎を使用している現在の公文書館において理想的な保存環境を維持するのは容易ではありませんが、空調設備や資料保存専用の吸湿剤等を使用することで適切な温湿度の維持管理に努めています。

■フィルムの酸性劣化

マイクロフィルムにおける劣化の主な原因は温湿度の変化です。特にセルロースベースのフィルムは環境の変化に大変敏感で、空気中の水分と結合することで、酢酸ガスを伴う媒体劣化をもたらすことが報告されています。この劣化は一度発症すると改善することなく進行し続け、最終的には記録された画像の消失をもたらします。当館ではフィルムの劣化を早期に発見し、対処するために劣化調査を行っています。

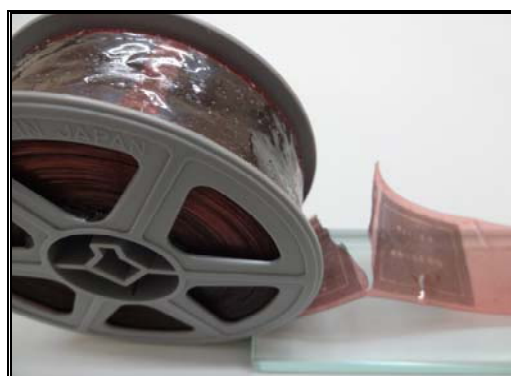
■フィルムの劣化調査

当館では2つの方法を用いてフィルムの状態検査を行っています。ADストリップスという検査キットを使用する簡易検査と専門業者への委託を行う劣化調査です。ADストリップスは酸に反応

する特殊な用紙で、酢酸ガスを感知するとリトマス試験紙のように色が変わるため、フィルムの劣化度合いを測る指標となります。簡易検査によって劣化の懸念があるフィルムを特定し、より詳細な調査とフィルムクリーニングを行うために専門業者へ業務委託を行っています。

■劣化したフィルムへの対応

劣化が確認されたフィルムに対しては、複製を作るのが唯一の対処方法となります。酢酸劣化は発生すると症状が改善することはないので、フィルムの媒体そのものを入れ替える必要があります。複製媒体にはポリエステルを使用します。ポリエステルはセルロースと比べて温湿度の変化に強く、より安定的で資料の長期保存に適した媒体と言われています。当館では劣化調査と並行して、セルロースベースフィルムをポリエステルベースのフィルムに入れ替えるための複製作成計画を策定し、平成20年から所蔵フィルムの素材転換事業にも取り組んでいます。



劣化が進んだため波打ちをおこし、切れ目が入ってしまったフィルム（セルロースベース）



正常な状態のフィルム（ポリエステルベース）

刊 行 物 の ご 案 内

『都史紀要 4 1 明治期東京府の文書管理』

都史紀要シリーズ第 41 冊目となる本書は、これまでの同シリーズ本と比べ、版組・構成を大きくリニューアルして編集しました。誌面を B 5 判と大きくし、従来の論稿タイプの構成を資料編と調査研究編の二部構成として、できる限り多くの資料の翻刻を掲載するとともに、調査研究編も資料の解題的な叙述に努め、より読みやすい作りとなっています。

本書は、学術研究に資するだけでなく、市民の共有財産である当館所蔵の歴史資料について、より多くの方々に気軽に接していただけることを考え編さんしました。本書を機に、史料をより身近に感じ、ご利用いただければ幸いです。

* * *

本書は『明治期東京府の文書管理』と題し、東京府の前身である市政裁判所が設立された慶応 4 年から、東京府政が確立する明治 30 年代までを対象に、近代行政の基幹となる公文書システムに関する史料を網羅的に収録しています。

当館に所蔵されている東京府時代の行政文書は、東京市や郡役所等の関連文書とともに「東京府及び東京市関連行政文書」(33,042 点)として平成 16 年に東京都有形文化財(歴史資料)に指定されました。

指定理由は近代の首都東京の形成過程や基本政策を知り得る重要な一括資料ということですが、年代・内容に偏りが少なく、系統的にまとまって伝存していることが大きいといえます。

近年、歴史資料としての戦前期の府県行政文書群への関心・評価が高まり、文化財指定を受けるようになっていきます。東京都と同様の理由で文化財指定を受けている都道府県の近代行政文書群は、国の重要文化財 4 件(京都府、山口県、埼玉県、群馬県)、都道府県の指定文化財 6 件(東京都、長野県、奈良県、三重県、秋田県、滋賀県)です。

あらゆる歴史資料は、偶然ではなく、関係者の保存への努力の成果として残されたものです。特に東京は関東大震災や太平洋戦争の空襲で大きな被害を受けましたが、日常の文書管理のほか、文書疎開など多くの人々の努力によって現在まで受け継がれてきました。

東京府時代の文書管理を理解することは、府政確立期の制度史的な解明を可能とするとともに、貴重な歴史資料である行政文書を後世へと受け継いできた営為を知ることにも繋がります。本書はその基礎史料を提供するものであるとともに、個々の史料だけを見ても興味を惹かれるものとなっています。

* * *

本書の構成は、以下の通りです。

第 I 部 資料編

第一章 市政裁判所の文書管理

第二章 東京府の成立と文書管理事務の始まり

第三章 明治十年代の文書管理

第四章 地方官官制における文書管理

第五章 知事官房制における文書管理

第 II 部 調査研究編

はじめに

第一章 市政裁判所における文書管理

第二章 東京府の成立と文書管理

第三章 明治十年代の文書管理

第四章 明治二十年代の文書管理

おわりに

なお、明治 22 年に東京市が誕生しましたが、本書の対象範囲としている時期は市制特例(明治 31 年廃止)のもとで、市独自の行政組織を持たず、行政文書も府の管理のもとにありました。そのため、本書では必然的に東京府の文書管理のみを扱うこととなっています。

ここでは、本書の概要について、第 I 部に沿って簡単にご紹介したいと思います。

本書の特徴は、文書の発生母体(組織)の変遷と、作成・収受から保存・廃棄までの一連の文書管理事務(文書のライフサイクル)全般を対象としていることです。時期によって史料的な制約もありますが、膨大な量の史料群のなかから、これまで明らかにされていない多くの史料を広く探り出してきたものです。

まず、第一章、第二章では、徳川幕府から東京府への移行期、東京府政の成立期を扱います。徳川幕府の各役所からの引き継ぎのほか、府県や機

東京都公文書館だより

関の統廃合・分離による再編が繰り返され、文書や蔵書籍の引き継ぎも頻繁に行われていたことが史料から分かります。

慶応4年の市政裁判所への引き継ぎでは、上水（飲料水）と土地（租税）関係の文書を優先させていることが見て取れます（史料3）。

各役所からの引継目録を見ると、実際に引き継がれた個々の文書・書籍やモノの名称が記載されており、眺めるだけでも楽しむことができます。

明治8年12月、大久保一翁から楠本正隆への府知事引継書（史料44）には、庶務、租税、外務、土木など府政の根幹に関わる事務・文書類が詳細に記されています。

そのうち、外国掛所管事項について見ると、各国の公使館や居留地が集中する東京府特有の事情が伺え、特に事務連絡では、公使館等の地代賦課、外国人埋葬地、訴訟の概要について申し伝えられています。また、引継書類として、各国との条約書、居留地関係帳簿、外国人が関係した事件の一件書類、神奈川県との事務往復書類簿など、事務取扱の基本書類が54部184冊記されています。

これらの史料からは、先例・現用文書として実務に資するものが重視されましたが、混沌とした時代においても多くの文書が着実に受け継がれた様子が分かります。

一方、職制や文書の作成様式なども整えられつつあり、前代に構築された公文書システムを援用しながら、新たな時代の制度を模索していた様子が窺えます。

次に、第二章、第三章、第四章は、太政官制や地方自治制の整備される過程で、文書事務が確立・整備されていった時期といえます。全庁的なシステムが創られるとともに、文書事務の組織化・集中化が図られたことが詳しく解説されています。そのため、収載した史料も職制や規程に関するものが主となっています。伝存する東京府文書を形作った時期であり、どのようなものが保存や廃棄の対象となったかを窺うことができます。

伝存する東京府文書は、同一規格の簿冊形態で、定式化された表紙が付されています。これも、事務量の増大に対応した迅速的処理のため、この時代に創り上げられたものであることが史料から見て取ることができます。例えば、明治20年「簿書表紙調製の通達」（史料77）には、当時の通達に描かれた雛形も収載されており、文字史料と図画

とを合わせて理解できます。ここでは表紙や地部（下部側面）を描き、年代、種別、書名、保存期間、課名の配置、朱書き箇所について図示し、書式の徹底を計っています。このほかにも、当時の図表を多く収載することで、文字史料の理解を補うようにしています。

多くの規程等が収載されていることから、きちんとした文書管理全般にわたる規程が整えられており、徹底した文書管理のもとで、継続的な管理システムが構築されたことが読み取れます。

調査研究編では、資料編に収載した史料をもとに、明治期の東京府の文書管理について詳しく解説しています。史料を読むのは難しいと言う方にも、その概要や意義について理解していただきたいと思いますので、手に取って当時の東京府政の一端に触れていただきたいと思います。

* * *

当館では平成25年10月28日（月）から12月25日（水）まで、本書の成果をもとにした館内企画展示を予定しています。本書に収録した史料の実物を展示しますので、併せて是非ご覧ください。（2013年1月刊行 B5判 312頁 定価1,440円 都民情報ルームで好評発売中）



東京都・市文書の架蔵風景
（東京都公文書館 旧竹芝庁舎）

『東京市史稿』産業篇 第五十四

都庁第一本庁舎3階 都民情報ルームで販売中です。天保9年（1838）2月から天保12年（1841）12月に至る、江戸の産業・経済・流通に関する基礎資料を収録。本文929頁、213タイトル、価格は3,170円です。都市史研究、天保改革研究の基礎史料として、また史料解説のテキストとしてご活用下さい。

利 用 案 内

◇ 来館について

当館の利用には予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合 ・撮影したい場合

◇ 閲覧方法

当館1階入口で入館受付を済ませた後、上履きに履き替え、2階閲覧室へお入りください。バッグ等のお荷物は、ロッカー（無料）に入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

※エレベータはありません。

◇ 利用の注意点

当館の資料は、全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備え付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、ご提出ください。

資料によっては原本保護のため、マイクロフィルム又はDVDでの閲覧をお願いしています。

◇ 複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、一人（1団体）1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVDからの複写については枚数制限がありません。複写料金は、いずれも1枚20円です。※できる限り小銭をご用意ください。

◇ 閲覧・複写できる資料

当館の資料は原則として全て利用できますが、次のものは除きます。

- ①作成又は取得後30年を経過していない公文書
- ②「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等
 - ・個人情報等が記録されているもの
 - ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
 - ・現在、館において使用しているもの（目録作成など、保存及び利用の開始のため使用しているものを含む。）
 - ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

①利用時間

月曜日～金曜日 9時～17時

②閲覧票・複写票等の受付時間

9時～12時、13時～16時30分

③休館日等

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・臨時的休館日として公示した日
- ・毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）

※臨時に閲覧を停止する日もありますので、事前に当館HPにてご確認ください。

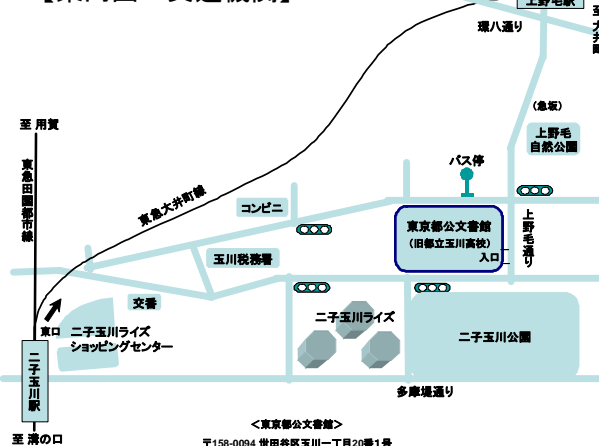
④来館についてのお願い

当館は一般の方用の駐車スペースがありませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。

なお、身体障害者の方は事前にご連絡ください。

バイク・自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【案内図・交通機関】



- ①東急田園都市線・東急大井町線「二子玉川」駅 東口下車 徒歩約15分
- ②東急大井町線「上野毛」駅下車 徒歩約10分
- ③二子玉川駅、上野毛駅 東急バス「玉川高校前」下車（黒02系統）

平成25年

住宅・土地 統計調査

10月1日時点の住まいの状況等を調べる調査で、全国で約350万世帯、東京都で約29万世帯が対象となる大規模な統計調査です。対象世帯には、9月下旬に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。インターネットでもご回答いただけます。

問合せ 東京都総務局統計部人口統計課人口調査係
03-5388-2294

URL <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/>

住まいから 描く日本の 未来地図

東日本大震災後初の、
大切な調査のお知らせです。

回答内容は、統計法で厳重に保護されます。

